

# 町民税の申告が始まります

今年も町民税、所得税の申告の時期となりました。申告の準備はお済みですか。申告は、所得の状況を最も知っているあなた自身が、所得と税額を正しく計算して納税する大切な手続きです。申告書を自分で書いて期限内に必ず提出してください。

## ★町民税の申告が必要な方

平成二十四年一月一日現在、町内に住んでいて次のような方は、申告が必要です。

- ◎ 営業、農業などの事業所得や配当、譲渡などの所得のある方で、確定申告の必要がない方
- ◎ 給与所得者で、給与所得以外に事業所得や配当、譲渡などの所得があった方
- ◎ 給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方
- ◎ 公的年金収入が四百万以下で、それ以外の所得金額が二十万以下であり、生命保険料控除、医療費控除などの控除を受けようとする方
- ◎ 所得税の源泉徴収の適用を受けない日雇い勤労者または家事手伝い人の方
- ※ 役場から町民税申告用紙が届いたが、申告の必要がない方は、

申告用紙裏面の「申告の必要がない場合の記載欄」に記入し提出してください。

※ 申告用紙の送付は、昨年の申告実績などをもとに送付しています。申告用紙が届かない方や、新たに必要となった方は、役場税務課住民税係までお問い合わせください。

## ★所得税の確定申告が必要な方

平成二十三年中に各種の所得がある次のような方は、確定申告をしてください。

- ◎ 事業を営む方、不動産収入があった方、土地や建物を買った方などで平成二十三年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える方
- ◎ 給与所得者で給与の年収が二十万円を超える方
- ◎ 二カ所以上から給与を受けている方
- ◎ 給与・退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える方

## ★所得税の申告で税金が戻る方

申告の必要がなくても、次のような方は、申告をすれば納め過ぎの税金が戻る場合があります。

- ◎ 給与所得者、年金所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けることができる方
- ◎ 給与所得者で、平成二十三年の途中に退職し、その後も就職しなかったため年末調整を受けられなかった方

## ★申告書提出は郵送でも可能です

町民税、所得税の申告受付期間は、二月十六日(木)から三月十五日(木)までです。(所得税の還付申告書は、二月十六日以前でも提出できます。)

- 所得税の確定申告書の送付先  
〒475-1868 6  
半田市宮路町50-15  
半田税務署 ☎(21)3141
- 町民税申告書の送付先  
〒470-1229 2  
阿久比町大字卯坂字殿越50  
阿久比町役場税務課住民税係  
☎(48)1111 (内220・302・305)

## ★役場での申告の受付方法

担当職員がパソコンを使い、申告を受け付けます。必要な事項を入力後に印刷しますので、内容を確認し署名押印していただくだけで申告ができます。

収支内訳書や医療費の集計表は事前に各自で作成してください。職員が作成することはできません。受付時に、申告する所得や控除の種類、必要書類の確認をさせていただきます。(書類不備の場合、会場で作成していただくか、自宅で作成して申告していただきます。)

**町民税 } 申告相談受付期限**  
**所得税 }**

**3月15日(木)まで**  
(土曜日・日曜日を除く)

**提出は期限内に**